

写

教小第797号  
令和6年3月13日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

令和6年度埼玉県公立義務教育諸学校非常勤講師等の措置期間等  
について(依頼)

このことについて、下記の事項を関係学校長に周知するとともに、非常勤講師等の発令事務を進めるようお願いします。

## 記

### 1 措置期間 人事異動通知書に示された期間

### 2 留意事項

- (1) 初任者研修の指導教員に係る非常勤講師については、合計70日措置することができる。
- (2) 初任者研修の機関研修に係る非常勤講師については、合計8日措置することができる。  
また、特別支援学級を担当する初任者の機関研修に係る非常勤講師についても同様とする。
- (3) 免許外教科担任非常勤講師については、一の年度内で措置期間内の合計が原則として70日となるようにする。
- (4) 小1問題対応非常勤講師については、一の年度内での措置期間内の合計が100日以下となるようにする。
- (5) 学校行事が行われる日であっても授業が実施されれば非常勤講師を措置することができる。  
なお、学級運営等の改善のための非常勤講師及び小1問題対応非常勤講師については、学校行事が行われる日において、授業の実施の有無にかかわらず措置することができる。
- (6) 1週間あたりの勤務日数が定められている非常勤講師の勤務日数の決定に当たっては、措置期間内に含まれる以下の期間を基に算出する。

令和6年 4月 7日(日)～令和6年 7月20日(土)  
令和6年 8月18日(日)～令和6年12月21日(土)  
令和7年 1月 5日(日)～令和7年 3月22日(土)

担 当 教育局市町村支援部小中学校人事課  
人事・学事・働き方改革担当 岡村  
電 話 048-830-6937